

制度導入の流れ

平成27年10月～	<p>■マイナンバーを通知</p> <p>住民票を有するすべての方に、住民票に登録されている住所あてにマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載された通知カードを送付します。住民票の住所と異なるお住まいの方は、お住まいの市区町村に住民票を移してください。</p>
平成27年12月～	<p>■住民基本台帳カードの交付を終了</p> <p>住民基本台帳カードの交付を12月に終了します。なお、すでに交付されている住民基本台帳カードは、平成28年1月以降も有効期限（最長10年間）が終了するまで使用できます。</p>
平成28年1月～	<p>■マイナンバーの利用開始</p> <p>社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会保障…年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護、児童手当、その他福祉の給付など ○税…確定申告などの税の手続き ○災害対策…被災者台帳の作成、支援金の支給など <p>■個人番号カードの交付開始</p> <p>個人番号カードは顔写真付きのICカードで、身分証明書として利用できます。通知カードに同封した交付申請書で申請した方に交付します。個人番号カードを交付する際には、住民基本台帳カードをお持ちの場合は廃止・回収します。</p>
平成29年1月～	<p>■国の機関の間での情報連携開始、情報提供等記録開示システムの運用開始</p> <p>情報提供等記録開示システムで、自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認できるようになります。</p>
平成29年7月～	<p>地方公共団体の間での情報連携を開始する予定です。</p>

事業所の皆さんもマイナンバーを取り扱います

民間事業者の方は、従業員などの給与所得の源泉徴収票の作成、社会保険料の支払い・事務手続きなどでマイナンバーを取り扱います。そのため、マイナンバー制度への対応に向け、社内のルールづくりやシステム開発・改修、特定個人情報の安全管理措置などの準備を進める必要があります。

また、株式会社などの設立登記法人などに対して、国税庁長官から1法人に1つの法人番号（13桁）が付番されます。法人番号は、名称・所在地とともに公表されます。なお、法人の支店・営業所や個人事業者の方には付番されません。

特集

10月開始！1人に1つマイナンバー

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

今年10月以降、住民票を有するすべての方を対象として、住民票に登録されている住所あてにマイナンバー（12桁の個人番号）が通知されます。平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーの活用が始まります。

市では、現在マイナンバーの利用に向けた準備を進めています。今月号では、制度概要や導入の流れなどをお知らせします。

◆問合せ 総合企画課（市役所内線333）

■マイナンバーコールセンター（内閣府）

受付時間

午前9時30分～午後5時30分
（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

電話番号

○日本語
（0570-20-0178）
○英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語
（0570-20-0291）

マイナンバーを利用する場面例

毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。



厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。



源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します。



証券会社や保険会社などにマイナンバーを提出し、法定調書等に記載します。

